

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
規 則	ページ
◎高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則	1
◎高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則	4
告 示	
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (17件) (経営支援課)	4
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	9
○保安林の指定施業要件の変更予定に係 る通知の掲示 (3件) (")	9
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○もくずがにの採捕の禁止についての指示 (11・26掲示)	10
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○令和3年における増殖目標量、期間等	11

規 則

高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。
令和2年12月11日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第74号
高知県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第26条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、法及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）に定めるもののほか、特定水産資源（法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。次条第3項において同じ。）の漁獲量等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。
(報告の方法)

第2条 法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲量等の報告（以下「報告」という。）は、当該報告を行う者の使用に係る電子計算機と県の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該県の使用に係る電

子計算機に備えられ、又は接続されるファイルに当該情報が記録されるものにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告をすべき事項が著しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合は、漁獲割当管理区分（法第17条第1項に規定する漁獲割当管理区分をいう。以下この項において同じ。）に係る報告にあつては別記第1号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分（法第30条第1項に規定する漁獲努力量管理区分をいう。以下この項において同じ。）を除く。）に係る報告にあつては別記第2号様式により、漁獲割当管理区分以外の管理区分のうち漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては別記第3号様式により、それぞれ行うことができる。

3 前項の書面を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合は、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は、算入しない。
(代理人による報告)

第3条 報告をしようとする者は、代理人に当該報告をさせる場合は、あらかじめ、別記第4号様式による委任状を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項及び高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第21条の規定による知事許可漁業における資源管理の状況等の報告並びに法第90条第1項の規定による漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等の報告について準用する。
(個人情報の取扱いに関する同意)

第4条 知事は、第2条第2項又は前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の書面の提出を受ける際には、当該書面に記載された事項に係る個人情報の取扱いに関する同意を得るものとする。

附 則
(施行期日)

- この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止)
- 高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年高知県規則第120号）は、廃止する。
(高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 前項の規定による廃止前の高知県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定により同

法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者（年次漁獲割当量設定者） 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

漁業法第26条第1項及び漁業法施行規則第16条第1項から第3項までの規定により、漁獲量等について次のとおり報告します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

漁獲割当割合設定通知書の番号		
採捕した特定水産資源の名称		
漁獲割当管理区分の名称		
設定を受けた年次漁獲割当量	（単位： ）	
採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日及びその漁獲量	陸揚げした日	漁獲量 (kg)

- 注 1 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告する場合は、右側に欄を追加して記入することができます。
- 2 「漁獲割当割合設定通知書の番号」欄は、漁獲割当割合設定通知書の番号等今回の報告の対象となった年次漁獲割当量を区別することができる内容を記入してください（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について複数の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限りません。）。
- 3 「採捕した特定水産資源の名称」欄は、くろまぐろの漁獲量等の報告の場合は、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源ですので、右側に欄を追加して記入するか、又は報告書を分けてください。
- 4 「設定を受けた年次漁獲割当量」欄は、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合は移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合は承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入してください。
- 5 「採捕に係る特定水産資源を陸揚げした日及びその漁獲量」の「陸揚げした日」欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含みます。）に入れた日を記入してください。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁獲量等報告書（漁獲努力量管理区分を除く漁獲割当管理区分以外の管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書

漁業法第30条第1項及び漁業法施行規則第19条の規定により、漁獲量等について次のとおり報告します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

許可番号又は免許番号		
船舶の名称及び漁船登録番号		
管理区分の名称		
採捕に係る特定水産資源		
特定水産資源の名称	陸揚げした日	漁獲量 (kg)

- 注 1 「許可番号又は免許番号」欄は、漁業法第57条第1項の許可に基づいて特定水産資源の採捕をした場合は許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合は免許番号を、それぞれ記入してください。また、海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合は、承認番号を記入してください。ただし、許可番号若しくは免許番号又は承認番号のいずれもない場合は、空欄で構いません。
- 2 「船舶の名称及び漁船登録番号」欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合は、空欄で構いません。
- 3 「採捕に係る特定水産資源」の「特定水産資源の名称」欄は、くろまぐろの漁獲量等の報告の場合は、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源ですので、それぞれ欄を分けて記入してください。
- 4 「採捕に係る特定水産資源」の「陸揚げした日」欄は、くろまぐろの養殖用種苗の場合は、いけす（移送用の仮いけすを含みます。）に入れた日を記入してください。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分以外の管理区分のうち漁獲努力量管理区分）及び
個人情報の取扱いに関する同意書

漁業法第30条第1項及び漁業法施行規則第19条の規定により、漁獲量等について次のとおり報告
します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評
価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の
機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1
項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15
年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から
委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

許可番号又は免許番号			
船舶の名称及び漁船登録番号			
管理区分の名称			
採捕に係る特定水産資源			
特定水産資源の名称	陸揚げした日	漁獲努力量	漁獲量 (kg)

- 注 1 「許可番号又は免許番号」欄は、漁業法第57条第1項の許可に基づいて特定水産資源の採
捕をした場合は許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした
場合は免許番号を、それぞれ記入してください。また、海区漁業調整委員会又は広域漁業調
整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合は、承認番号を記入してください。ただ
し、許可番号若しくは免許番号又は承認番号のいずれもない場合は、空欄で構いません。
- 2 「船舶の名称及び漁船登録番号」欄は、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位と
なる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合は、空欄で構いません。
- 3 「採捕に係る特定水産資源」の「漁獲努力量」欄は、特定水産資源を採捕するために行わ
れる漁ろうの作業の量（当該特定水産資源ごとに漁業法第14条に規定する都道府県資源管理
方針において示された操業日数、操業時間、船舶の隻数、漁具の数、漁具の大きさ及び漁具
の使用回数）を記入してください。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

委任者 住所
氏名
〔法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名〕
電話番号

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する
同意書

漁業法の規定に基づく報告に係る事務について、下記のとおり委任します。

なお、当該報告の内容については、水産資源の資源評価（漁業法第9条第1項に規定する資源評
価をいいます。）、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の
機関、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1
項に規定する独立行政法人等、高知県の機関、高知県が設立している地方独立行政法人法（平成15
年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他の関係機関（これらの機関から
委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含みます。）に提供されることに同意します。

記

1 代理人の住所及び氏名

2 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

なお、委任者から委任期間が終了する日の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出をし
ない場合は、当該委任期間を1年間延長することとします（翌委任期間以降も同様とし、以下
「延長された委任期間」といいます。）。委任期間（延長された委任期間を含みます。）中に
委任を解除する場合は、委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申
し出します。

3 委任事項（該当するものの番号を○で囲んでください。）

- (1) 漁業法第26条第1項の規定による知事に対する漁獲量等の報告（漁獲割当管理区分）
- (2) 漁業法第30条第1項の規定による知事に対する漁獲量等の報告（漁獲割当管理区分以外の
管理区分）
- (3) 追加分（ ）

- 注 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 2 委任者が複数の場合は、連名で1通の委任状を作成することができます。
- 3 漁業法第58条において読み替えて準用する同法第52条第1項及び高知県漁業調整規則（令
和2年高知県規則第73号）第21条の規定による知事に対する知事許可漁業における資源管理
の状況等の報告又は同法第90条第1項の規定による知事に対する漁業権の内容たる漁業にお
ける資源管理の状況等の報告に係る事務についても委任するときは、「委任事項」欄の(3)
に追加して記入することができます。

高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第75号

高知県特定水産資源の採捕の停止等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づき、特定水産資源(法第11条第2項第3号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。)の採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定水産資源の採捕の停止等)

第2条 知事が法第33条第2項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示をした日の翌日から同日の属する管理年度(法第11条第2項第3号に規定する管理年度をいう。)の末日(当該告示において期間が定められた場合にあっては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示をした日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。
(高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則の廃止)
- 2 高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則(平成30年高知県規則第51号)は、廃止する。
(高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の高知県特定海洋生物資源の採捕の停止等に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第28条の規定により同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

告 示

高知県告示第943号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月11日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ旭店

高知市縄手町字黒原18番地1

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

(5) 変更年月日

令和元年9月10日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年11月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第944号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月11日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

(2) 届出者の住所

香川県高松市円座町1001番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ仁井田店

高知市仁井田1633番地1

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一

(変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義

(5) 変更年月日

令和元年9月10日

(6) 変更理由

設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年11月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第945号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働

<p>部経営支援課に提出することができる。 令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高須店 高知市高須三丁目1番53号 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第946号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要</p>	<p>(1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ高知インター店 高知市一宮南町一丁目76番地1 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第947号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地</p>	<p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ一宮店 高知市一宮中町三丁目22番7号 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第948号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。 なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。 令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ長浜店 高知市長浜5181番地1 (4) 変更した事項</p>
---	---	--

<p>ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>(5) 変更年月日 令和元年9月10日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第949号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ安芸店 安芸市矢ノ丸四丁目320-1 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p>	<p>（変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>(5) 変更年月日 令和元年9月10日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 安芸市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第950号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ南国店 南国市大埴字樋掛甲2531番地 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日</p>	<p>令和元年9月10日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 南国市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第951号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ土佐店 土佐市蓮池字池ノ尻1119番地 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 （変更前）株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 （変更後）株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p>
---	--	---

<p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 土佐市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第952号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ須崎店 須崎市神田字下切2496-1 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p>	<p>高知県商工労働部経営支援課 須崎市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第953号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ四万十店 四万十市具同211番地1 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 四万十市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p>	<p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 (4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第954号 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要 (1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ野市店 香南市野市町西野ヌノ丸2700番地2 (4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後)株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 (5) 変更年月日 令和元年9月10日 (6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 香南市役所</p> <p>4 意見書に記載すべき事項 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p>
--	--	---

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第955号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月11日
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 (2) 届出者の住所
 香川県高松市円座町1001番地
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルナカ赤岡店
 香南市赤岡町字川久保1954番地1
 (4) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 (5) 変更年月日
 令和元年9月10日
 (6) 変更理由
 設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日
 令和2年11月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 香南市役所

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第956号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月11日
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 (2) 届出者の住所
 香川県高松市円座町1001番地
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルナカ土佐山田店
 香美市土佐山田町秦山町三丁目59番地42
 (4) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 (5) 変更年月日
 令和元年9月10日
 (6) 変更理由
 設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日
 令和2年11月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 香美市役所

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第957号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す

る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年12月11日
 高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要
 (1) 届出者の名称
 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 (2) 届出者の住所
 香川県高松市円座町1001番地
 (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルナカ奈半利店
 安芸郡奈半利町水門乙1305番地9
 (4) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一
 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義
 (5) 変更年月日
 令和元年9月10日
 (6) 変更理由
 設置者及び小売業者の代表者変更のため

2 届出年月日
 令和2年11月10日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
 奈半利町役場

4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第958号
 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

<p>慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>(2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ久礼店 高岡郡中土佐町久礼6619番地3</p> <p>(4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>(5) 変更年月日 令和元年9月10日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 中土佐町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第959号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。</p> <p>なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。</p>	<p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 届出者の名称 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>(2) 届出者の住所 香川県高松市円座町1001番地</p> <p>(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マルナカ佐川店 高岡郡佐川町甲385番地1</p> <p>(4) 変更した事項 ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社マルナカ 代表取締役 平尾 健一 (変更後) 株式会社マルナカ 代表取締役 齋藤 光義</p> <p>(5) 変更年月日 令和元年9月10日</p> <p>(6) 変更理由 設置者及び小売業者の代表者変更のため</p> <p>2 届出年月日 令和2年11月10日</p> <p>3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 佐川町役場</p> <p>4 意見書に記載すべき事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>(4) 意見の内容</p> <p>高知県告示第960号 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和46年3月農林省告示第554号</p> <p>2 変更に係る指定施業要件</p> <p>(1) 立木の伐採の方法</p>	<p>変更しない。</p> <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第961号 令和2年10月高知県告示第821号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和2年12月11日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) ア 登記簿記載の住所 中村市田出ノ川203番地 イ 氏名 岡村 常太郎</p> <p>(2) ア 登記簿記載の住所 土佐清水市栄町2番20号 イ 氏名 岡村 富喜</p> <p>(3) ア 登記簿記載の住所 土佐清水市緑ヶ丘18番3号 イ 氏名 岡村 正幸</p> <p>(4) ア 登記簿記載の住所 兵庫県神戸市葺合区八雲通三丁目4番地4 イ 氏名 岡村 清松</p> <p>(5) ア 登記簿記載の住所 神戸市灘区新在家南町四丁目13番13号 イ 氏名 岡村 誠一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和41年12月農林省告示第1657号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第962号 令和2年10月高知県告示第843号で告示した指定施業要件の変</p>
---	---	---

更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年12月11日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
高知市神田616番地
イ 氏名
西森 敏
- (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原東6458番地
イ 氏名
下元 照義
- (3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原東6452番地
イ 氏名
那須 貞明
- (4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原東6438番地
イ 氏名
下元 利明

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和41年4月農林省告示第547号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第963号

令和2年11月高知県告示第868号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年12月11日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
香南市赤岡町558番地
イ 氏名
林田 誠
- (2)ア 登記簿記載の住所

長岡郡大豊村穴内797番地

- イ 氏名
佐々木 竹直
- (3)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊村柚木171番地
イ 氏名
松田 稲生
- (4)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町柚木171番地
イ 氏名
松田 稲生
- (5)ア 登記簿記載の住所
高知市高須新町二丁目7番6号
イ 氏名
松田 邦夫
- (6)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊村中内219番地
イ 氏名
森下 竹義
- (7)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町川井302番地
イ 氏名
藤原 三四郎
- (8)ア 登記簿記載の住所
長岡郡東豊永村中内46番屋敷
イ 氏名
平石 男守
- (9)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町中内780番地
イ 氏名
平石 秋了
- (10)ア 登記簿記載の住所
長岡郡大豊町大滝363番地
イ 氏名
小松 俊才
- (11)ア 登記簿記載の住所
長岡郡東豊永村岩原1311番地
イ 氏名
森下 義秀
- (12)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町構原東4248番地
イ 氏名
松田 重右衛門
- (13)ア 登記簿記載の住所
高知市比島町二丁目9番27号

- イ 氏名
久光 茂子
- (14)ア 登記簿記載の住所
高岡郡大野見村竹原754番地1
イ 氏名
坂本 教馬
- (15)ア 登記簿記載の住所
須崎市大間西町14番12号
イ 氏名
中越 善文
- (16)ア 登記簿記載の住所
大阪府箕面市粟生間谷西二丁目6番19-806号
イ 氏名
下元 礼一
- (17)ア 登記簿記載の住所
高岡郡窪川町窪川442番地
イ 氏名
香川 渡
- (18)ア 登記簿記載の住所
幡多郡昭和村久保川26番屋敷
イ 氏名
芝 駒次
- (19)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村久保川26番屋敷
イ 氏名
芝 駒次

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和43年7月農林省告示第1097号
- (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について

内水面漁場管理
委員会 指示

高知県内水面漁場管理委員会指示第100号

もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、令和2年11月26日に、次のとおりもくずがにに関し、採捕の禁止を指示した。
令和2年11月26日（揭示済）

高知県内水面漁場管理委員会会長 筒井 一水

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

12月1日から翌年7月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、もくずがにに係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産（以下「調査等」という。）を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、もくずがにに係る調査等を目的として採捕する場合は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和2年12月1日から令和5年11月30日まで

内水面漁場管理
委員会公告

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和3年における増殖目標量、期間等について、令和2年11月26日に次のとおり決定したので公告する。

令和2年12月11日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	800	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	200	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	1,400	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から下流	300	70	1,400	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	400	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流	200	40	800	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	20	400	—	15	3,000
計	17件	3,030	670	13,400	—	485	37,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）

遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）

増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）

資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）

漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、令和3年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。